

## 地域再生計画

1 地域再生計画の名称  
出雲市「地域・市民活動の輪」活性化再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称  
出雲市

3 地域再生計画の区域  
出雲市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 計画の背景(現状と課題)

① 出雲市の概要

出雲市は、「神話の國出雲」として共通の歴史・文化的風土、恵まれた自然環境のもとに、平成17年3月22日、出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町が合併して、新生「出雲市」として誕生した。平成20年3月31日現在の人口は148,168人、面積は543.48平方キロメートルで、北部から西部にかけては日本海に、東部は汽水湖である宍道湖に面し、中央部には斐伊川と神戸川により形成された出雲平野を有し、南部は中国山地へ連なっている。

また、出雲市は、古代日本国誕生のロマンに溢れる出雲神話のふるさとであり、出雲大社や西谷墳墓群など多くの歴史遺産により、歴史文化のシンボル空間を形成している。

② 出雲市の地域づくりと状況

出雲市は、合併後のまちづくり計画である「21世紀出雲のグランドデザイン」を平成17年度に策定し、住民が主役のまちづくり、地域特性が光るまちづくり、地方分権に対応するまちづくりを基本指針に、自治活動、NPO活動、ボランティア活動の促進、支援など市民運動の強化を図り、市民と協働の自治体運営の実現を目指している。

広範囲となった市域においては、合併後3ヵ年を経過し、市としての一体感の醸成や地域ごとのまちづくりも進みつつある。

しかしながら、それぞれの地域特性が異なることや、平野部である出雲・湖陵地域、島根半島や海岸部を占める平田・大社・多伎地域、山間部である佐田地域などのように社会的・地理的要因もあって人口の減少や少子・高齢化の進行、自治・コミュニティ意識の希薄化などの問題も地域ごとに見受けられる。

③ 出雲市における地域づくりと市民活動

出雲市では、地域づくりを進めるため、市民活動支援事業などによる市民・NPO団体等の支援を推進しているほか、ボランティア・市民活動の拠点として「出雲市総合ボランティアセンター」を設置し、市民・NPO団体等で組織された「ボランティアセンター運営委員会」に主体的な管理運営を委ねている。

また、生涯学習はもとより、地域における自治活動や様々な市民・NPO活動の総合的な拠点として、市内36の地区ごとに「コミュニティセンター(旧公民館)」を設置している。

市民活動の活性化のためには、合併前に旧出雲市のみで開設されていた「出雲市総合ボランティアセンター」を市全体のボランティア・市民活動拠点施設として、さらに広域的に活用した展開が必要であり、地域の活動拠点であるコ

コミュニティセンターにあっては、その活性化と存在意義を高めていくことが不可欠である。

また、平成20年度からは、島根県より権限移譲を受け、出雲市がNPO法人認証等事務を行うことになったことから、さらなる市民・NPO活動との連携強化が必要となっている。

## (2) 計画の目標

市民・NPOの参加・参画に基づく協働の地域づくり

合併で広範な区域となった出雲市は、コミュニティ意識の希薄化や少子・高齢化などそれぞれ多様な地域課題を有している。

これらの解決と、よりよい地域づくりの実現は、行政の取組みだけでは困難であり、更なる市民の主体的・自主的な参加・参画が不可欠である。このため、市民参加・参画の促進や連携につながる啓発に努め、自治的団体や組織の活性化を図る。また、地域課題に対応できる新たな人材などを発掘して「人材バンク」に登録するとともに、活動範囲を地域に限定しがちな人材の全市的活用を促進することにより、それぞれの地域を支えてきた自治的団体の力に加えて、ボランティアや市民・NPO団体が様々な形態で地域づくりに参加・参画することで、自治的団体と市民・NPO団体の連携・補完し合う「地域・市民活動の輪」を形成し、真に市民と行政と協働した総合力の地域づくりを目指す。

指 標			現状	目標	備 考
自治会加入率			74.9%	—	自治会加入は任意、指標は設けませんが、促進に努める。
センター活動	ボランティア登録状況	団体	198	400	
		個人	245	400	
	コーディネート状況(件数)	全体	224	300	
		内地域	13	50	地域連携・コミュニティセンターに係るもの
人材バンク(新設)登録者(人)			—	780	各地区20人程度を目指す。
人材総合・サライバンク設置			—	20	
NPO法人数			41	50	

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

次の取組みを実施することにより参加・参画と連携を促進し、市民・NPO活動を総合的かつ全市的に展開し、協働による地域づくりを推進する。

- (1) 協働マニュアルや啓発資料を作成するとともに、連携のための話し合いと交流、地区座談会等の開催など地域対策を推進する。
- (2) 自治的活動と市民活動の連携強化、市民・NPO活動を促進・啓発するフォーラムを開催する。
- (3) 自治的団体と市民・NPO団体等やコミュニティセンターと総合ボランティアセンターなどといった団体間、施設間の連携強化をもとに、自治的活動と市民・NPO活動をそれぞれの地域の足りない部分を補い合う互助と補完の精神に基づいて相乗的に実施し、高齢化やコミュニティ意識の希薄化など、地域課題の解決と地域力向上を目指すため「人材バンク制度」を創設する。

この人材バンクの設置にあたっては、団塊の世代の社会参加を促進するとともに、特に、コミュニティセンター単位の地域に活動範囲が限定しがちな人材の有効活用に留意し、地域と市民・NPOと協働により設置・運営す

る。

- (4) 自治的活動と市民・NPO活動を支援する施設について、拡充にむけた検討を進める。
- (5) NPO法人認証等事務を行うことから、地域づくりに大きな役割を果たすNPOの活動支援や法人化の促進を市民・NPO団体等と連携して展開する。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 該当なし

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 官民パートナーシップ確立のための支援事業【B2001】

#### (1) 事業の概要

市民ボランティア・NPO自らが活性化するとともに、市民・NPO団体と自治的団体及び地域住民との連携を深め、市民の力を結集したよりよい地域づくりを目指し、事業実施主体が中心となって次のような取組みを実施する。

- ① 市民・NPO団体と自治的団体との間で共通認識の醸成と連携強化を図るための地域づくりとNPO活動支援などに関する意見交換
- ② 「市民活動の週間」・「市民活動の日」を中心とする、ボランティアらによる市民活動の啓発と実践
- ③ 市民活動の啓発とその具体的効果を実現していくための行政との協働システムの構築
- ④ 人材バンクづくりを中心とする全市的なネットワーク構築

#### (2) 具体的な実施方法

- ① 行政と協働し、地域拠点であるコミュニティセンターや学校関係者などとの意見交換会、あるいは直接地域に出かけ、「市民活動くるま座会」の開催などを行うとともに、地域のボランティア・NPOとの情報交換などを実施する。
- ② 毎年11月第4週及び最終日をそれぞれ、全市的な「市民活動の週間」、「市民活動の日」とし、市民活動の積極的な取組み・啓発活動を展開する。
- ③ 行政と協働で地域づくりを推進するための協働マニュアルづくり、市民活動を支援するためのコーディネート体制づくりを実施する。
- ④ 全市的な総合人材バンクと地域や団体ごとのサテライトバンクづくりを実施するとともに、それらのネットワーク化を実施する。

#### (3) 期待される効果

地域と市民・NPO団体等との話し合いや研鑽・情報交換、全市的な「市民活動の週間」・「市民活動の日」を中心とする啓発、実践活動を行うことにより、全市的な一帯感の醸成、市域全体のボランティア活動、市民活動の活性化を促進する。

また、事業実施主体が行政と協働で検討・実施していくことから、さらに官民パートナーシップの向上が図られ、今後ともスムーズな取組みが期待される。

特に、人材バンクの活用などによる情報共有と全市的な地域間ネットワークの構築は、いきいきと生きがいある人づくりに資するとともに、それぞれの地域が必要とする人材を有効に活用することにより、地域の活カづ

くり、よりよい地域づくりをさらに進めることができる。

#### 5-3-2 その他出雲市独自の取組み

##### (1) 出雲市総合ボランティアセンター運営委員会支援事業

出雲市総合ボランティアセンターを、市におけるボランティア・市民活動の拠点として位置づけ、その管理運営を行っているNPO団体（同センター運営委員会）に対する活動支援を継続・拡充し、さらに同センターと連携した事業展開を進める。

##### (2) 市民活動支援事業

地域課題、まちづくりなどに市民・NPO団体等が自主的に創意工夫して取り組む活動に対する支援事業の拡充を進めるとともに、市民自身による事業審査の導入など、市民ニーズに応えた事業展開を進める。

##### (3) コミュニティセンター支援事業

出雲市では、市内36地区に「コミュニティセンター」を設置しており、地域における自治活動、市民・NPO活動の拠点と位置づけている。そこでの活動支援について、さらに積極的な活動ができるよう、地域づくり推進の基であるコミュニティセンター運営体制と施設の整備・拡充を進める。

##### (4) コミュニティセンター自主企画支援事業

コミュニティセンターにおいては、地域の実情に応じた活動や事業を地域で企画し、実施している。市は、その活動支援を行っているが、さらにニーズに応えた地域の自主的・主体的実施が促進されるよう、その拡充を進める。

##### (5) 出雲市安全で安心なまちづくり事業

出雲市では、平成19年9月に「出雲市安全で安心なまちづくり条例」を制定し、市民生活を脅かす「自然災害」、「犯罪」、「事故」、「健康侵害」、「いじめ・不登校」、「弱者虐待」、「家庭内暴力」、「環境破壊」の8つの要因に対し、「自助・互助・公助」の精神のもとに、市・市民・地域団体・事業者・関係行政機関が連携して取り組むこととしている。市を挙げて官民協働の取組みとなるよう毎年度、啓発のためのフォーラムを開催するとともに、互助・公助を中心とする連携づくりを進める。

##### (6) 市民活動拠点の連携整備

出雲市における市民活動拠点は、ボランティア、福祉、青少年、男女共同参画など、それぞれ分野ごとに開設している。このため、利用しようとする市民にとって分かりにくく、また、市民団体同士の連携に支障を来していることから、その周知と連携方法について関係団体等と検討を行い、必要な整備・拡充を進める。また、これらの問題を解消するため、市民センター（仮称）の整備について検討を進める。

## 6 計画期間

平成20年7月～平成25年3月末

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

毎年開催する行政と市民・NPOとの交流会、フォーラムにおいて目標の達成状況等を公開し、フォーラム参加者はもとより、広報等により広く市民からの意見も聴取して市民による評価を行うとともに、その意見をもとに次年度の事業内容の見直しを行う。

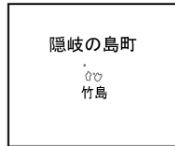
また、4に示す目標に照らし、集計結果の推移・動向をもとに評価するとと

もに、課題等を明らかにしながら、その対応策を検討し、その評価を次年度事業の取組みに反映する。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当なし

## 添付資料の一覧（目次）

- 1 地域再生計画に含まれる行政区画を表示した図面
- 2 地域再生計画の工程表
- 3 地域再生計画の全体像を示すイメージ図



地域再生計画に含まれる行政区画を表示した図面

**出雲市「地域・市民活動の輪」活性化再生計画**

